

北海道自然環境等保全条例（昭和 48 年 12 月 11 日条例第 64 号）抜粋

第 3 章 道自然環境保全地域

(指定)

第 14 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを道自然環境保全地域として指定することができる。

- (1) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (2) すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (3) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (4) その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (5) 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が規則で定める面積以上のもの

2 前項の道自然環境保全地域の区域には、自然環境保全法第 14 条第 1 項の原生自然環境保全地域及び同法第 22 条第 1 項の自然環境保全地域並びに自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する自然公園の区域は含まれないものとする。

3 知事は、道自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び北海道環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第 1 項に規定する道自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

4 知事は、道自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による告示があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該道自然環境保全地域の指定に関し広く意見をきく必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、道自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

8 道自然環境保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

9 第 3 項前段、第 7 項及び前項の規定は道自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第 3 項後段及び第 4 項から第 6 項までの規定は道自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

第4章 環境緑地保護地区等及び記念保護樹木

(環境緑地保護地区等の指定)

第22条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区をそれぞれ同表の右欄に掲げる地区として指定することができる。

| | |
|---|----------|
| 市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区 | 環境緑地保護地区 |
| 森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区 | 自然景観保護地区 |
| 動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区 | 学術自然保護地区 |

2 第14条第3項前段、第7項及び第8項の規定は環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区（以下「環境緑地保護地区等」という。）の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、同条第4項から第6項までの規定は環境緑地保護地区等の指定及びその区域の拡張について、それぞれ準用する。

(記念保護樹木の指定)

第23条 知事は、由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なものを記念保護樹木として指定することができる。

2 第14条第3項前段、第7項及び第8項の規定は、記念保護樹木の指定及び指定の解除について準用する。

(保全のための措置)

第24条 知事は、環境緑地保護地区等及び記念保護樹木の保全に必要な施設の整備その他の措置を講ずるものとする。

(環境緑地保護地区等における行為の届出)

第25条 環境緑地保護地区等の区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

- (1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 規則で定める木竹の伐採を行うこと。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同

項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 知事は、当該環境緑地保護地区等の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

6 次の各号に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 環境緑地保護地区等の保全のために行う行為

(3) 法令に基づいて国、道又は市町村が行う行為のうち、環境緑地保護地区等の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(4) 通常管理行為又は軽易な行為のうち、環境緑地保護地区等の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(5) 環境緑地保護地区等が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為(中止命令等)

第26条 知事は、環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(学術自然保護地区における行為の禁止)

第27条 学術自然保護地区内においては、何人も、みだりに、植物の採取、動物(動物の卵を含む。)の捕獲、岩石の採取、火入れ、水質を汚濁する行為その他の自然を損傷する行為をしてはならない。

(記念保護樹木に係る行為の届出等)

第28条 記念保護樹木の現状を変更する行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 記念保護樹木の保全のために行う行為

(3) 法令に基づいて国、道又は市町村が行う行為のうち、記念保護樹木の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(4) 通常管理行為又は軽易な行為のうち、記念保護樹木の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該記念保護樹木の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(国等に関する特例)

第29条 国の機関等は、第25条第1項又は前条第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

2 第21条第3項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。